各種届出一覧

特定施設関係

届出の種類	どのような場合	届出の内容	提出期限
特定施設設置届出書	●新たに特定施設を設置するとき	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	着工の
[法第12条の3第1項]		②工場又は事業場の名称及び所在地	60日前
特定施設使用届出書	●既設の施設が新たに特定施設に 指定されたとき	③特定施設の種類	指定から
		④特定施設の構造	30日以内
[法第12条の3第2項]	●すでに特定施設を設置している事 業場からの下水の排除先が公共用	⑤特定施設の使用の方法	使用開始から
[法第12条の3第3項] 	水域から公共下水道になったとき	⑥特定施設から排出される汚水の処理の方 法	30日以内
特定施設の構造等変更届出書	■右記の届出の内容④~⑧につい	⑦公共下水道に排除される下水の量及び水 質	変更する(着工の)
[法第12条の4]	ての事項を変更するとき	⑧用水及び排水の系統	60 _{日前}
氏名変更等届出書	●右記の届出の内容①~②につい		変更から
[法第12条の7]	ての事項を変更したとき		30日以内
特定施設使用廃止届出書	… ●特定施設の使用を廃止したとき		廃止から
[法第12条の7]	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		30日以内
承継届出書	●届出者から地位を承継したとき ●法人が合併し、新たな法人となっ		承継から
[法第12条の8第3項]	たとき		30日以内
特定事業場管理責任者選任届	●特定施設の維持管理を行う責任		選任から
[条例第13条の3]	**** 者を選任したとき		15日以内

公共下水道関係

届出の種類	どのような場合	提出期限
公共下水道使用開始(変更)届	●排水量が最大50m³/日以上である とき ●水質が下水道への排除基準値を	
	超えるとき	
[法第11条の2第1項]	●上記の届出の排水量、水質を変 更するとき	あらかじめ
公共下水道使用開始(変更)届	●特定施設を設置するとき	
[法第11条の2第2項]	●付化肥政で改旦9分€さ	

除害施設関係

届出の種類	どのような場合	提出期限	
除害施設計画確認申請書	●下水道への排除基準値以下の水質にするために、除害施設の設置又は必要な措置を講じるとき	着工の <mark>5</mark> 日前	
[条例第6条]	[条例第10条の2]		
除害施設工事完工届	· ●除害施設の工事を完了したとき	完了から <mark>-</mark> -	
[条例第7条第1項]	●	り日以内	
除害施設管理責任者選任届	●除害施設の維持管理を行う責任	選任から	
[条例第13条の2]	者を選任したとき	15日以内	